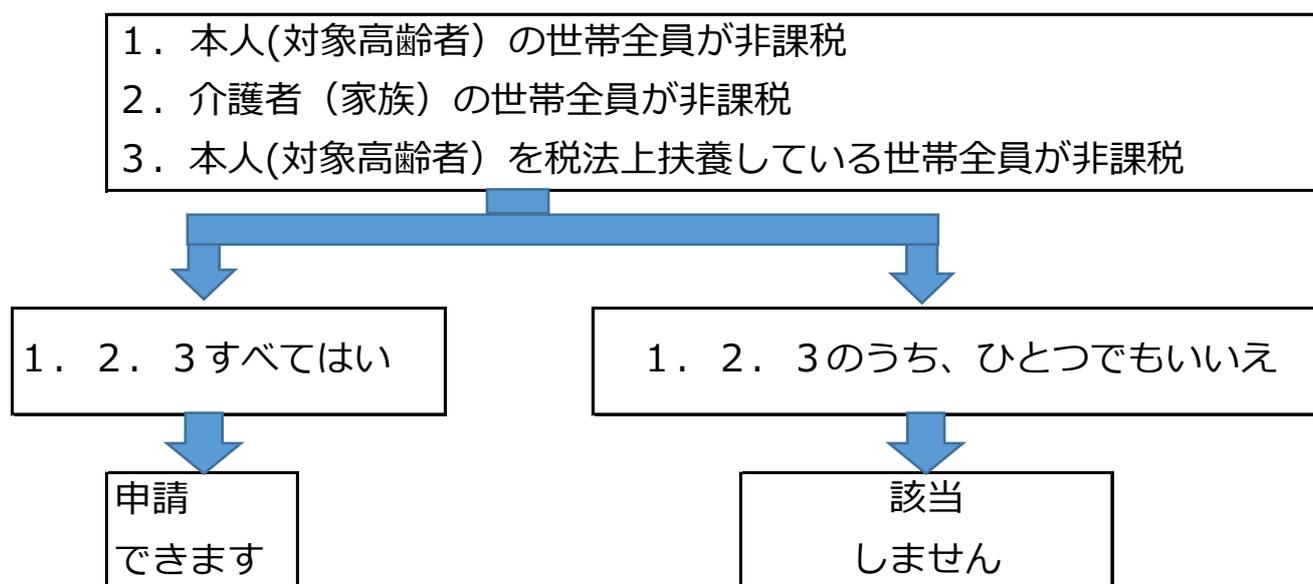


逗子市在宅高齢者紙おむつ等支給事業チャート

※おむつは現物支給です

対象高齢者： 市内に住所（住民登録）がある65歳以上の方
 要介護認定が要介護3、4又は5の方
 排せつに支障があって紙おむつ等を使用している方
 世帯全員が市町村民税非課税の方
 在宅（有料老人ホーム、グループホーム含）の方



申請後次のいずれかに該当したときは、**支給廃止**になります。

- (1) 病院に入院又は、特別養護老人ホーム及び老人保健施設に入所した場合
- (2) 要介護度が下がり、要介護2以下となった場合
- (3) 課税世帯となった場合

事務担当：高齢介護課高齢福祉係

電話 046-873-1111（代表）

〒249-8686 逗子市逗子5-2-16